税務・会計便り

~中小企業経営強化税制について~

中小企業の幅広い設備投資が後押しされています

経営力向上計画の認定を受けると、

法人税・所得税の即時償却または税額控除が選択適用できます!

また、固定資産税を3年間、2分の1に軽減することもできます!

- 1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円 (取得価額の10%) ※ を法人税・所得税から控除できます。
- ※資本金3,000万円超~1億円以下の法人の場合は、最大105万円(取得価額の7%)。 また、固定資産税が3年間で、約23万円の軽減になります(耐用年数10年の場合)。

≪中小企業経営強化税制≫

(平成29年4月1日~平成31年3月31日までの間に取得し事業に使用された設備)

	生産性向上設備(A類型・工業会証明)	収益力強化設備(B類型・経産局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	●機械装置(160万円以上/10年以内※) ●測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内※) ●器具備品(30万円以上/6年以内※) ●建物附属設備(60万円以上/14年以内※) ●ソフトウエア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)	●機械装置(160万円以上) ●工具(30万円以上) ●器具備品(30万円以上) ●器具備品(60万円以上) ●建物附属設備(60万円以上)

≪固定資産税の特例≫

(亚成29年4月1日~亚成31年3月31日)

(70万円以上/5年以内※)

		固定資産税の特例(工業会証明)	
	要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	
	対象設備	●機械装置(160万円以上/10年以内※) ●測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内※) ●器具備品(30万円以上/6年以内※) ●建物附属設備(償却資産として課税されるもの)	

平成21年 販売開始

あること。





※一定期間内に販売開始された製品で

経営力向上計画の認定を受けなくても使える税制もあると聞いたのですが…



経営力向上計画の認定を受けない場合でも、 30%の特別償却、7%の税額控除※が選択適用できます。 ※資本金3,000万円以下の法人、個人事業主に限ります。 中小企業強化税制の活用をお考えの方、 詳細はお気軽に担当者までお問い合わせください。

http://www.sugiura

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100